

全体 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	40,745	固定負債	9,154
有形固定資産	36,462	地方債	7,012
事業用資産	21,718	長期未払金	0
土地	10,454	退職手当引当金	2,115
立木竹	0	損失補償等引当金	4
建物	27,002	その他	23
建物減価償却累計額	-16,836	流動負債	1,251
工作物	3,770	1年内償還予定地方債	842
工作物減価償却累計額	-2,690	未払金	0
船舶	0	未払費用	0
船舶減価償却累計額	0	前受金	0
浮標等	0	前受収益	0
浮標等減価償却累計額	0	賞与等引当金	150
航空機	0	預り金	259
航空機減価償却累計額	0	その他	0
その他	0		
その他減価償却累計額	0	負債合計	10,405
建設仮勘定	18		
インフラ資産	14,639	【純資産の部】	
土地	4,914	固定資産等形成分	46,004
建物	155	余剰分(不足分)	-9,250
建物減価償却累計額	-77		
工作物	26,000		
工作物減価償却累計額	-16,422		
その他	0		
その他減価償却累計額	0		
建設仮勘定	69		
物品	1,317		
物品減価償却累計額	-1,212		
無形固定資産	0		
ソフトウェア	0		
その他	0		
投資その他の資産	4,283		
投資及び出資金	608		
有価証券	0		
出資金	608		
その他	0		
投資損失引当金	0		
長期延滞債権	757		
長期貸付金	1		
基金	3,004		
減債基金	131		
その他	2,873		
その他	0		
徴収不能引当金	-87		
流動資産	6,414		
現金預金	809		
未収金	342		
短期貸付金	1		
基金	5,258		
財政調整基金	5,258		
減債基金	0		
棚卸資産	7		
その他	0		
徴収不能引当金	-3		
資産合計	47,159	純資産合計	36,754
		負債及び純資産合計	47,159

【様式第2号】

全体 行政コスト計算書

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	18,124
業務費用	6,836
人件費	2,013
職員給与費	1,703
賞与等引当金繰入額	150
退職手当引当金繰入額	27
その他	133
物件費等	4,495
物件費	3,157
維持補修費	111
減価償却費	1,223
その他	4
その他の業務費用	328
支払利息	61
徴収不能引当金繰入額	88
その他	179
移転費用	11,288
補助金等	9,338
社会保障給付	1,585
他会計への繰出金	345
その他	20
経常収益	1,316
使用料及び手数料	219
その他	1,097
純経常行政コスト	16,808
臨時損失	1
災害復旧事業費	0
資産除売却損	1
投資損失引当金繰入額	0
損失補償等引当金繰入額	0
その他	0
臨時利益	2
資産売却益	2
その他	0
純行政コスト	16,807

【様式第3号】

全体 純資産変動計算書

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	36,351	46,185	-9,834
純行政コスト(△)	-16,807		-16,807
財源	17,161		17,161
税金等	12,817		12,817
国県等補助金	4,344		4,344
本年度差額	354		354
固定資産等の変動(内部変動)		-116	116
有形固定資産等の増加		361	-361
有形固定資産等の減少		-1,229	1,229
貸付金・基金等の増加		759	-759
貸付金・基金等の減少		-7	7
資産評価差額	0	0	
無償所管換等	49	49	
その他	0	-114	114
本年度純資産変動額	403	-181	584
本年度末純資産残高	36,754	46,004	-9,250

【様式第4号】

全体 資金収支計算書

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	16,764
業務費用支出	5,475
人件費支出	1,981
物件費等支出	3,272
支払利息支出	61
その他の支出	161
移転費用支出	11,289
補助金等支出	9,339
社会保障給付支出	1,585
他会計への繰出支出	345
その他の支出	20
業務収入	18,299
税収等収入	12,697
国県等補助金収入	4,306
使用料及び手数料収入	217
その他の収入	1,079
臨時支出	0
災害復旧事業費支出	0
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	1,535
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,325
公共施設等整備費支出	361
基金積立金支出	655
投資及び出資金支出	0
貸付金支出	309
その他の支出	0
投資活動収入	357
国県等補助金収入	38
基金取崩収入	0
貸付金元金回収収入	313
資産売却収入	6
その他の収入	0
投資活動収支	-968
【財務活動収支】	
財務活動支出	830
地方債償還支出	830
その他の支出	0
財務活動収入	132
地方債発行収入	132
その他の収入	0
財務活動収支	-698
本年度資金収支額	-131
前年度末資金残高	658
本年度末資金残高	527
前年度末歳計外現金残高	256
本年度歳計外現金増減額	26
本年度末歳計外現金残高	282
本年度末現金預金残高	809

全体財務書類に係る注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産

取得原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当ありません

② 満期保有目的以外の有価証券

該当ありません

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの

該当ありません

イ 市場価格のないもの

出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）

定額法

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンスリース取引を除きます。）

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
該当ありません
- ② 徴収不能引当金
未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち大泉町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
- ④ 損失補償引当金
履行すべき額が確定していない損失保証債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。
- ⑤ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引の処理
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金を計上しています。なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません

3 重要な後発事象

該当ありません

4 偶発債務

該当ありません

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

公園墓地事業特別会計

国民健康保険事業特別会計

後期高齢者医療事業特別会計

介護保険事業特別会計

下水道事業特別会計については、地方公営企業法の適用に向けた作業に着手しているため、連結対象から除いてあります。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されておられません。

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。